

令和元年 7 月 31 日

## ひょうご消費者ネットと阪南理美容株式会社との間で 差止請求に関する協議が調ったことについて

適格消費者団体である特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「ひょうご消費者ネット」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 9 号の規定による報告があり、差止請求の相手方との間で同号に規定する協議が調ったと認められるので、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、協議が調ったと認められるものの概要を公表する。

### 記

#### 1. 協議が調ったと認められるものの概要

##### (1) 事案の概要

本件は、ひょうご消費者ネットが、阪南理美容株式会社（以下「阪南理美容」という。）に対し、同社が運営する理美容店「プラージュ」が消費者に交付している「ヘアカラーメンバーズカード」の裏面に下記の文言（以下「本件文言」という。）が記載されているところ、本件文言は消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで<sup>(※1)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当するとして、これを削除することを求めた事案である。

（本件文言）

「仮に施術により貴社が使用する薬剤で頭皮や皮膚がかぶれたり、何らかの異常が発生したとしても、全て自己責任として、貴社及び貴社従業員に対し、裁判上又は裁判外を問わず一切の異議申立て、訴訟提訴、その他各目の如何を問わず何らの請求を行わないことを誓約いたします。」<sup>(※2)</sup>

##### (※1) 消費者契約法

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事

業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五 〔略〕

2 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(※2) 文言の記載内容は、ひょうご消費者ネットの申入書から抜粋。

## (2) 結果

平成 31 年 3 月 6 日、阪南理美容は、ひょうご消費者ネットに対し、本件文言を「ヘアカラーメンバーズカード」から削除した旨連絡した。

これを受けて、平成 31 年 4 月 23 日、ひょうご消費者ネットは、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット (法人番号 1140005004477)

## 3. 事業者等の氏名又は名称

阪南理美容株式会社 (法人番号 7120101032980)

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう (消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話 : 03-3507-9165

URL : [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)